

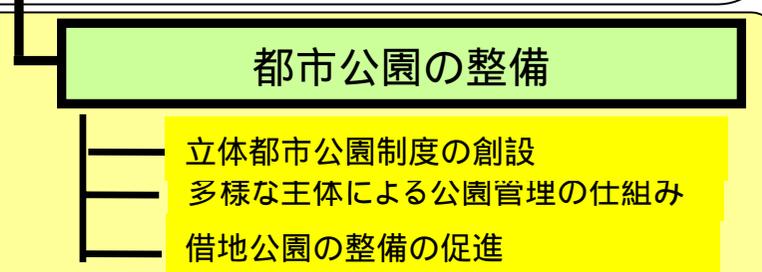
都市緑地保全法及び都市公園法の体系(改正後)

都市緑地保全法

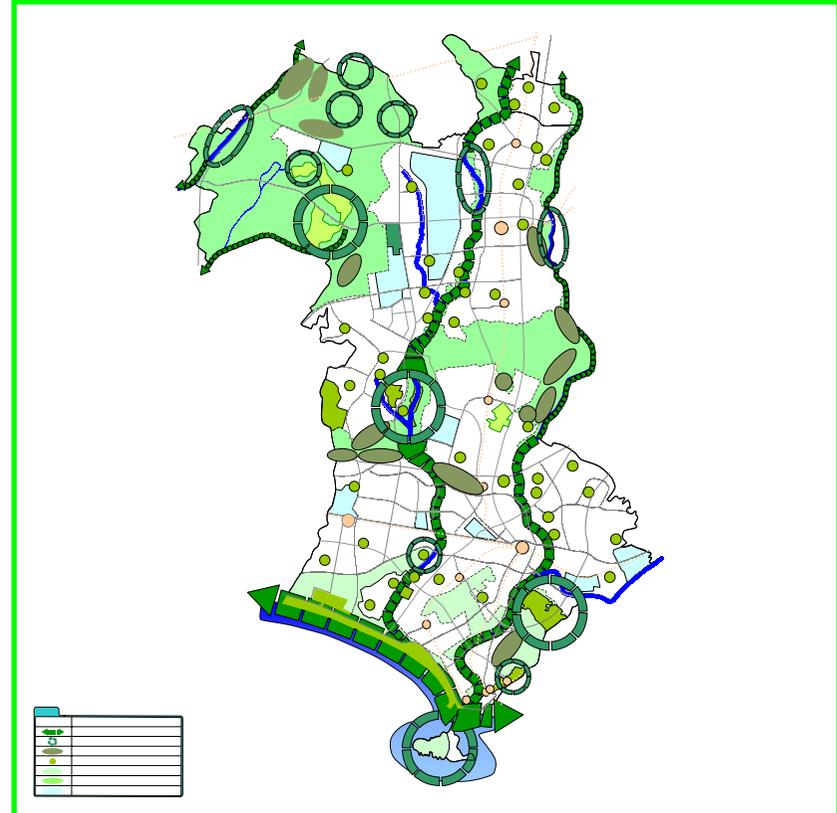


都市緑地法

都市公園法



緑の将来像イメージ図



緑のネットワークの形成

新規制度

既存制度

緑とオープンスペースの
多様な機能を効果的に発現

特別緑地保全地区制度(1)

都市の良好な自然環境を形成する重要な緑地について、一定規模以上の行為の制限等により、緑を将来に確実に継承する制度。

行為の制限

特別緑地保全地区では、以下の行為を行う場合に都道府県知事の許可が必要になる。

- ・建築物その他の工作物の新築、改築または増築
- ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他土地の形質の変更
- ・木竹の伐採、水面の埋立又は干拓
- ・屋外における土石、廃棄物、再生資源の堆積 など



円海山近郊緑地特別保存地区(横浜市)

特別緑地保全地区制度(2)

土地の買い入れ

土地の利用に著しい支障をきたす場合、土地所有者は都道府県に対し、土地を買い入れる旨申し出ることができる。

土地所有者にとってのメリット

相続税(8割評価減)、固定資産税(最大1/2)の減免により、土地の保有コストを軽減できる。
公共団体等の土地の買い入れによる譲渡所得に対する控除(2,000万円)が適用される。

これまでの指定実績

(平成15年度末現在)

338地区 約5,000ha

(近郊緑地特別保全地区を含む)



相模横山・相模川近郊緑地特別保存地区(神奈川県相模原市)

緑地保全地域制度(1)

都市近郊の広範囲の緑地を守るための制度。都道府県知事が都市計画で地域指定。届出制により一定の土地利用を認めつつ緩やかな規制を行う。

行為の届出

緑地保全地域では、以下の行為を行う場合、あらかじめ、都道府県知事に対する届出が必要になる。

- ・建築物その他の工作物の新築、改築または増築
- ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、
鋤物の採掘、その他土地の形質の変更
- ・木竹の伐採、水面の埋立又は干拓
- ・屋外における土石、廃棄物、再生資源
の堆積など



緑地保全地域のイメージ

緑地保全地域制度(2)

措置命令

都道府県知事は、緑地の保全のために必要があると認める時は、行為の届出があった日から30日以内に、緑地保全計画で定める基準に従い、行為をしようとする者に対し、行為の禁止若しくは制限、又は必要な措置を講ずるよう命令することができる。



緑地保全地域のイメージ

管理協定制度

特別緑地保全地区又は緑地保全地域の土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって、地方公共団体などが緑地の管理を行う制度。

締結の内容

- ・地方公共団体又は緑地管理機構は必要に応じて土地の所有者

と管理協定を締結することにより、特別緑地保全地区又は緑地保全地域の緑地の管理を行うこととなる。

- ・契約期間は5年以上、20年以下

土地所有者にとってのメリット

- ・緑地の管理の負担が軽減される
- ・相続税は、特別緑地保全地区としての評価減に加えてさらに2割

評価減になる



管理作業のイメージ